

## <定例会議>

### 【県発注建設工事、資格停止の運用状況等について】

Q：平成18年度第3四半期における低入札価格調査対象工事は35件であったが、全体に占める発生率は前回より増えているのか、若しくは減っているのか？

A：全対象工事に占める発生率は約4%であり、前回の3ヶ月と比較して急増したとの傾向はなく、ほぼ横ばい傾向であったと言える。

Q：今回の低入札価格調査結果一覧表の中で、落札率60%台のものが多くあり、最低では約46.2%のものもあるが、そもそも予定価格の算出が適正であったのか？

A：県においては、予定価格の算出は標準積算に基づき適正に行っている。今回を含め、低入札価格調査対象となった工事の多くは、電気及び機械設備などの設備系のものであり、これらの工事では、装置や機器そのものの工事費全体に占める割合が一般土木工事に比べて高い傾向がある。また、装置や機器の多くは複数の見積りに基づき設計単価を決めており、その設計単価に比べて、メーカー側の在庫状況等による最新の実勢価格との乖離が生じているケースがある場合に、極端に低い入札額となる傾向があるようだ。

Q：低入札価格調査において、基準価格と最低入札価格との乖離が著しい工事については、設備系の工事では装置及び機器類そのものの仕入れ先及び仕入れ方法等の部分で金額に差が開く場合もあるが、一般土木工事において基準価格と最低入札価格に乖離が生じる場合には、下請へのしわ寄せや手抜き工事の恐れが心配されることから、このようなことがないように対応が必要ではないか？

A：来年度以降の入札契約制度の見直しの中で、そのような対応を含めたダンピング受注対策を行うこととしている。

### 【抽出事案に関する質疑応答】

#### 1 公共一般国道改築タラガトンネル消火設備設置工事（郡上市八幡町那比地内）

Q：A等級業者として中濃地区で4者、岐阜地区で11者の合計15者を選定しているが、中濃地区には該当する業者は4者しかいなかったのか？

A：今回は特殊なトンネル消火設備工事ということで、実績を重視する必要があると判断し、予定価格の2倍程度の施工実績を有する者を選定することとしたところ、中濃地区では4者が該当したことから選定した。

Q：4kmを超える長いトンネルの消火設備ということで契約金額も大きく、大規模な工事であるにもかかわらず、今回応札した15者の入札率に差が少ないと感じるが、どの業者が施工しても金額に差が生じにくい工事内容なのか？

A：今回の工事は、予定価格に占める消火設備等の機器類の比率が約65%となっており、これらの消火設備機器を製造している業者が全国的にも非常に少ないという特殊性もあり、特に機器類の見積額に差が生じにくい状況もあったようだ。

## 2 公共交通連携推進事業(踏切除却)工事、公共交通円滑化事業(道路改築)工事248号(美濃加茂市加茂野町稲辺地内)

Q: 今回選定したA等級業者20者は、今回のような規模の土木一式工事の場合だと指名選定者が固定化しているのではないか?

A: 指名選定時において、可茂土木事務所管内のA等級業者は26社あり、当管内は西の美濃加茂市から東の白川町まで広いことから、今回は美濃加茂市内の工事であることを考慮して、施工場所により近い業者から20者を選定した。もし白川町で同規模の土木一式工事を発注した場合は、今回のように現場の地理的条件を考慮して、今回とは異なった20者を選定することになる。

Q: 20者のうち3者が辞退しているが、辞退理由は把握しているか?またどの時点で辞退することが分かったのか?

A: 電子入札で行っており、辞退は開札時しか分からないことから、当事務所として辞退を把握したのは開札時である。その後に辞退理由を聞き取りしたところ、手持ち工事の関係で技術者を配置できないとか、積算が間に合わなかったなどが主な理由であった。

Q: 20者中の3者が辞退しているが、極端に辞退者が多い場合は、入札を中止するなどの対応を取らないのか?

A: 指名競争入札においては、原則的には辞退者があっても、最終的に2者以上が入札参加していれば成立することとしている。

## 3 県営農業集落排水事業 春日地区 農業集落排水施設第2期工事(揖斐郡揖斐川町春日六合地内)

Q: 辞退者が10者と多い傾向であるが、辞退理由は把握しているか?

A: 辞退理由を業者に確認したが、手持ち工事を抱えており技術者を配置できないとか、積算見積金額が予定価格を超えたなどが主な理由であった。

Q: 今回の施工場所は、滋賀県にも近いので、県外も含めた揖斐郡以外のもっと広い地域から指名することも可能であったのではないか?

A: 県内優先で地域性を考慮して、まず揖斐郡内の業者を選定した。春日地区から滋賀県へ抜ける道路はなく、揖斐郡以外の地区へ抜けるのは、不破郡しかない。そこでなぜ不破郡の業者を選定しなかったということであるが、指名選定時においてその地区にはA等級業者がいなかったことが理由であり、揖斐郡以外の地区としては、神戸町の次にこの地区での選定を検討したが、業者がいなかったことから、続いて大垣市内の業者を選定することとなった。

## 4 大垣養老高本館、産振第1、寄宿舍棟改修建築工事(養老郡養老町祖父江向野地内)

Q: 今回の工事では、本館棟の内部改修と、産振第1棟及び寄宿舍棟のアスベスト撤去を同時に発注しているが、作業内容が異なる2つの工事を分割して発注することは考えなかったのか?

なぜかという、アスベスト撤去は特殊で施工可能な業者が限られると思われるため、アスベスト撤去のみで発注した場合は、落札率は低くはならないと思われるが、施工がそれほど難しくない内部改修工事のみで発注したならば、もう少し落札率が低くなったと思われるがどうか?

A：今回の内部改修工事は、天井の張替えや間仕切りの新設などであり、確かに施工が難しい工事ではないが、各者の見積金額に差が出る内容ではないと思われ、実際においても各入札者の積算内訳書を見ると、内部改修分やアスベスト撤去分の直接工事費に大きな開きはなかった。今回は同一敷地内での工事ということで、まとめて発注したが、分割して発注しても、必ずしも落札率が低くなるとは限らないと思われる。

## <入札制度改善会議>

### 公共工事に関する入札及び契約制度の見直しについて

Q：来年度に条件付き一般競争入札を1千万円以上1億円未満で一部導入するとしているが、これは建設工事に限った内容であるのか、またどのような案件を対象に導入するのか？

A：導入は建設工事に限った内容であり、一部導入については、1億円未満の工事のうちでも比較的規模の大きい工事について適用していく予定としている。金額ベースでは平成17年度比較で約40%程度になる。

Q：条件付き一般競争において「応札可能者20から30者以上となるよう地域要件を設定」となっており、より広く入札の機会を与えるという意味では非常に良い方向ではあるが、さらに入札環境が厳しくなることから、実際に入札に参加してくる業者がどの程度集まるのか疑問であるがどうか？

A：一般競争入札は指名競争入札とちがいで、当初から入札に参加しないということで、より受注意欲のある業者のみ参加してくることになる。実際として入札参加者が比較的少ない状況になる可能性があるが、その場合は業者の意思表示なのでやむを得ないことになる。確かに、景気回復等により、民間工事の受注が伸びており、公共工事の一般競争入札において入札者がゼロという例が起こっている状況もあることから、工事内容等によって入札参加者がどの程度になるかは予想できない部分もある。

Q：一般競争入札の拡大により、非常に厳しい条件で入札をしなければならない状況になり、施工実績の確保等との理由で、採算が合わないのに受注してくる状況も頻発する恐れがあることから品質の低下など様々な問題が出てくると思われるがどうか？

A：基本的には、今後の一般競争のエリアは、現在の指名競争のエリアより広がる傾向があり、応札可能者を20者から30者確保するとなると今のエリアよりは広がる。そういった意味では、競争性及び透明性が高まることになる。また品質確保の観点から、この一般競争入札に総合評価落札方式を組み合わせることにより、真にこの工事を受注したい業者が、技術資料等を作成して、競争に参加してくることになるという意味では、より競争性が高まり、また品質確保も図ることができることになると思われる。

Q：「原則1千万円以上について、主任技術者の専任化」となっているが、この条項は、指名競争入札における辞退者の増加を招く恐れがあると思われるが、なぜこのような条項を設けることになったのか？

A：大方の業者は、主任技術者、いわゆる1級及び2級施工管理技士を5名程度抱えているが、業者によっては、極端な場合には1名しかいない状況であるにも関わらず、複数の工事を掛け持ちしていることから、実際に主任技術者が現場にいない状況が見受けられる。つまり現場監督及び管理ができていない状況が起きており、それが粗雑及び手抜き工事等につながる恐れがあることから、品質確保の観点からも今回の条項を設けることになった。

## 平成18年度簡易型総合評価落札方式の試行結果について

Q：各入札者の加算点の状況は、大きく施工能力、企業能力、配置予定技術者の能力及び地域要件の4項目について公表しているが、もっと詳細な項目で公表することはしないのか？

A：加算点の状況を公表しすぎると談合を助長する恐れがあることから、当面は大きな4項目で公表し、様子を見たいと考えている。今後公表レベルを上げる必要が生じた場合には、公表の仕方及び評価項目等について検討していきたいと考える。

Q：業者からの不服の申し立てについては想定されているのか？恐らく加算点についての不服ということになると思われるが、加算点において、例えば技術的所見については、主観的な評価となることが多いことから、特にこの部分に関する不服申し立てが出てくる可能性がありそうだがどうか？

A：加算点の評価方法については、できる限り客観的にしたいと考えている。実際に非落札理由についての不服申し立てがあった場合、1次苦情としては発注事務所が対応するが、そこで申立者が納得できない場合は、2次苦情として当委員会に対応することになる。